

特別養子

実父母との関係終了

民法は、子のための養子という考え方を徹底させ、養子をできるだけ実子と同じように扱うために特別養子という制度を設けています。普通養子は当事者の縁組届で成立するのに対し、特別養子は家庭裁判所の特別養子縁組の審判によらなければなりません（民法817条の2）。

特別養子縁組は、①夫婦が共同で養親となること（夫婦の一方が他の一方の嫡出子の養親となる場合は除く。同817条の3）、②養親となるものは25歳以上であること（養親となる者の一方が25歳以上であればもう一方は20歳以上であれば足りる。同817条の4）、③養子となる者は縁組を裁判所に請求する時に6歳に達していないこと（養子となる者が8歳未満であって6歳に達する前から引き続き養親となる者に監護されている場合は除く。同817条の5）④実父母の同意があること（父母がその意思を表示することができない場合、または父母による虐待、悪意の遺棄、その他養子となる者の利益を著しく害する事由がある場合は除く。同817条の6）⑤実親による監護が著しく困難又は不適當であるなど特別の事情がある場合において、子の利益のため特に必要があると認められること（同817条の7）が要件とされます。

家庭裁判所が特別養子縁組を成立させるには、養親となる者が養子となる者を6カ月以上の期間監護した状況を考慮しなければならないとされ（同817条の8）、この期間を経なければ特別養子は成立しません。

特別養子縁組が成立すると、養子は縁組の日から養親の嫡出子の身分を取得し、実父母及びその血族との親族関係は終了します（同817条の9）。戸籍上も一見ただけでは養子であることが分からないように記載されますが、養子が真実の身分関係を知る権利を保障するため、必要なときには戸籍上実親子関係を知りうる方法が講じられています。

特別養子は実の親子と同様の強固な関係を形成するものですので、離縁は原則として許されません。養親が養子を虐待するなど養子の利益を著しく害する事由があり、かつ実父母が相当の監護をすることができる場合において養子の利益のために特に必要があると認められるときに限って家庭裁判所の審判によって離縁が認められます（同817条の10①）。

